

令和 7 年度第 2 回
枚方市都市計画審議会

議 案 書 説 明 資 料



日 時 令和 7 年(2025年)12月 3 日(水)午後 1 時 30 分
場 所 市役所別館 4 階 第 3 委員会室

議案書説明資料

— 目次 —

○議案第6号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

資1

○議案第7号

特定生産緑地の指定について

資26

議案第 6 号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

資1

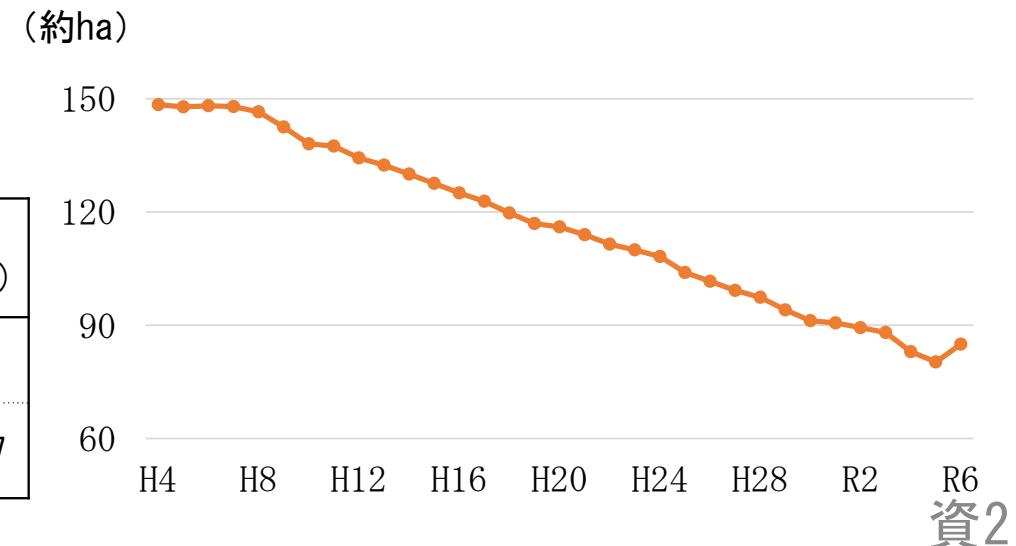
1. 概要

【生産緑地地区】

市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、
(公園・緑地等の公共施設用地、災害時の緊急避難空間など)
もって**良好な都市環境の形成**に資することを目的として定める

【生産緑地地区の廃止・区域縮小（買取申出）】

- 農林漁業の主たる従事者が**死亡**し、又は従事することを不可能にさせる**故障**
- 地区指定から**30年**を経過



1. 概要

平成28年(2016年) 都市農業振興基本計画（閣議決定）

新たな施策の方向性

→都市農地については、「**宅地化すべきもの**」から「**都市にあるべきもの**」へと大きく転換
計画的に農地を保全

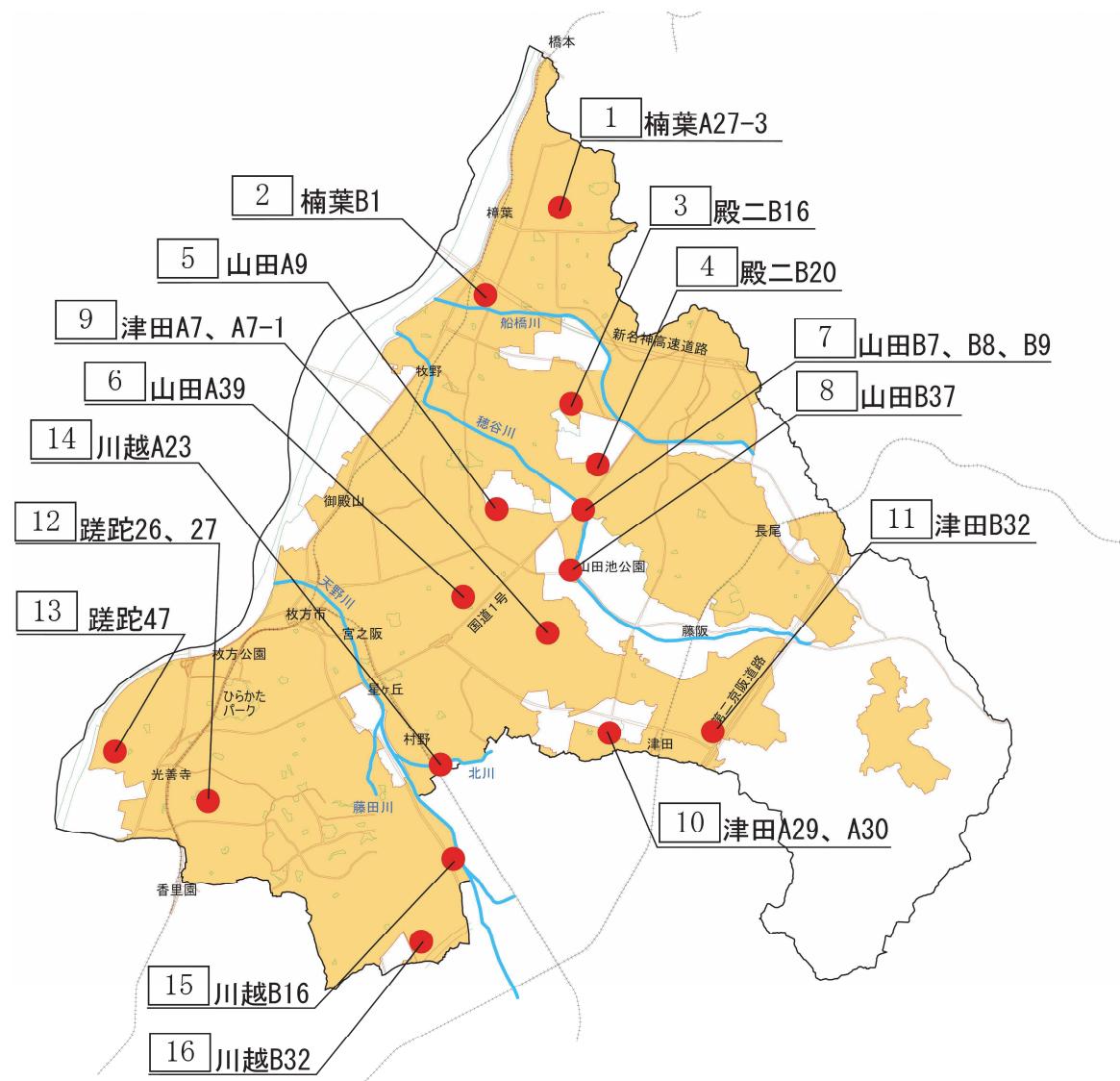
【生産緑地地区の追加・区域拡大】

枚方市の指定規模要件

- ・ **300平方メートル以上**の規模の区域 ※平成30年10月：市条例により500m²から300m²に面積緩和
- ・ **一団の農地等**として要件を満たす**100平方メートル以上**の農地 ※令和6年4月：市取扱い要領改定
(既存の生産緑地と同一街区または隣接街区に存在する等)

2. 位置図

凡 例	
●	変更地区
	市街化区域
	市街化調整区域



3. 計画 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（枚方市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
楠葉A27-3	南楠葉二丁目	約 - ha	廃止	1
楠葉B1	西船橋二丁目	約 0.11 ha	区域変更	2
殿二B16	招提中町二丁目	約 - ha	廃止	3
殿二B20	招提東町一丁目	約 - ha	廃止	4
山田A9	田口一丁目	約 - ha	廃止	5
山田A39	中宮山戸町	約 0.11 ha	区域変更	6
山田B7	出屋敷元町二丁目	約 0.45 ha	区域変更	7
山田B8	出屋敷元町二丁目	約 - ha	廃止	7
山田B9	出屋敷元町二丁目	約 0.54 ha	区域変更	7
山田B37	出屋敷元町一丁目	約 0.03 ha	区域変更	8
津田A7	春日北町一丁目	約 - ha	廃止	9
津田A7-1	春日北町一丁目	約 0.04 ha	区域変更	9
津田A29	春日元町一丁目	約 - ha	廃止	10

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
津田A30	春日東町二丁目	約 - ha	廃止	10
津田B32	津田南町二丁目	約 - ha	廃止	11
蹉跎26	東中振二丁目	約 - ha	廃止	12
蹉跎27	南中振一丁目	約 0.18 ha	区域変更	12
蹉跎47	出口四丁目	約 0.87 ha	区域変更	13
川越A23	村野本町	約 0.06 ha	区域変更	14
川越B16	茄子作東町	約 0.43 ha	区域変更	15
川越B32	茄子作五丁目	約 2.11 ha	区域変更	16
小 計		約 4.93 ha		
楠葉A1他 406地区		約 78.04 ha	変更なし	
合 計	418地区	約 82.97 ha		

3. 計画 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（枚方市決定）

(変更内容のまとめ)

変更内容	内訳	地区数	変更前	変更後	増減
区域変更	買取り申出による区域縮小	8地区	約 3.15 ha	約 2.21 ha	約 0.94 ha 減少
	追加指定による区域拡大	1地区	約 1.89 ha	約 2.11 ha	約 0.22 ha 増加
	公共施設等の設置に伴う区域縮小	2地区	約 1.02 ha	約 0.61 ha	約 0.41 ha 減少
	小計	11地区	約 6.06 ha	約 4.93 ha	約 1.13 ha 減少
廃止	買取り申出による廃止	9地区	約 0.62 ha	0 ha	約 0.62 ha 減少
	公共施設等の設置に伴う廃止	1地区	約 0.25 ha	0 ha	約 0.25 ha 減少
	小計	10地区	約 0.87 ha	0 ha	約 0.87 ha 減少
全体合計		418地区	約 84.97 ha (428地区)	約 82.97 ha (418地区)	約 2.00 ha 減少 (10地区 減少)

4. 理由

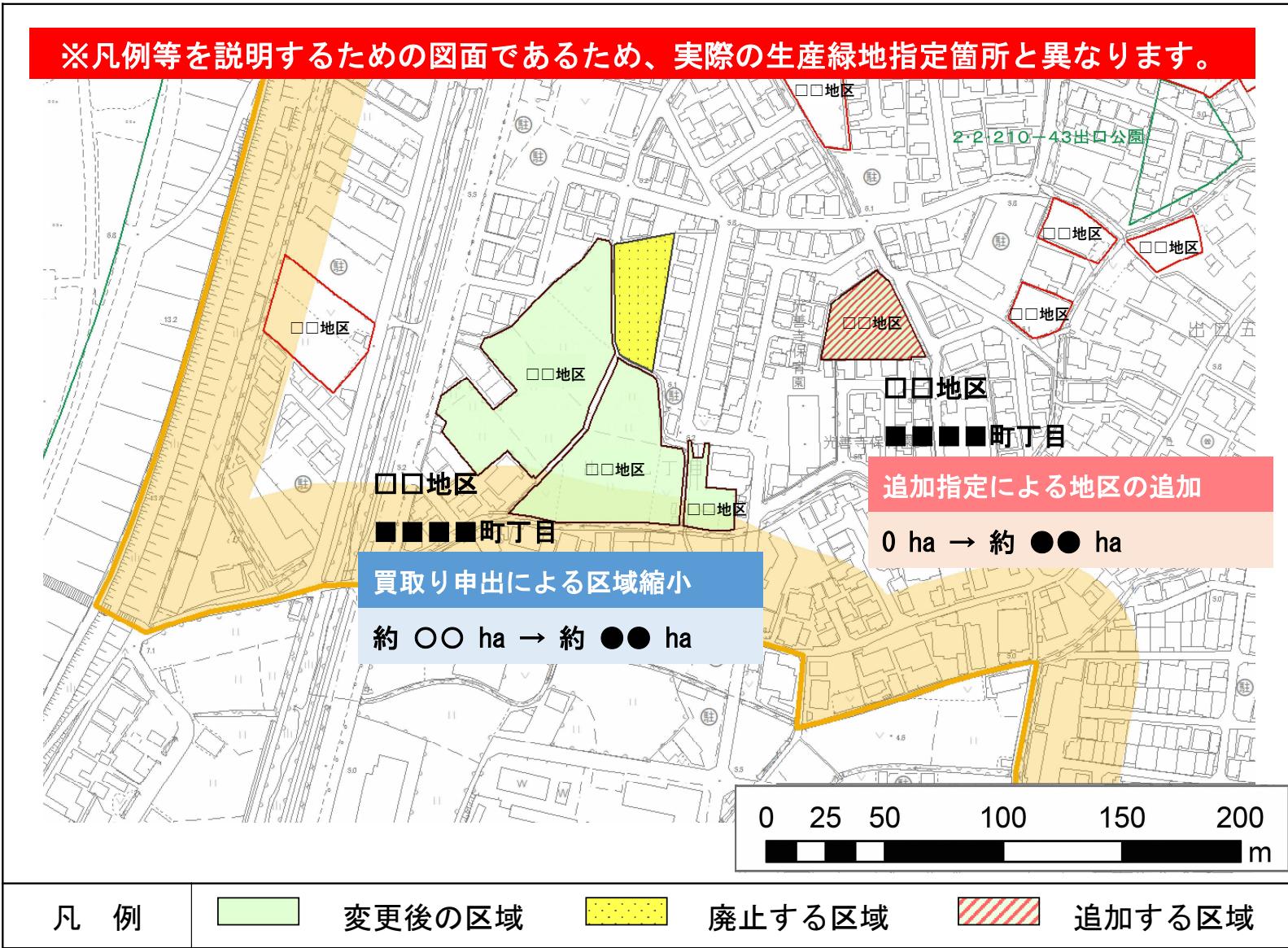
市街化区域内の緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、生産緑地地区を変更するものである。

また、公共施設等の用に供した生産緑地や、生産緑地法第10条の規定に基づく買取申出により、行為制限の解除された生産緑地については、農地としての機能が失われたことから、生産緑地地区を廃止及び変更するものである。

5. 内容

例

※凡例等を説明するための図面であるため、実際の生産緑地指定箇所と異なります。



資8

5. 内容

1



資9

5. 内容

2



資10

5. 内容

3



凡 例

1

変更後の区域

1

廃止する区域

追加する区域

資11

5. 内容

4



資12

5. 内容

5



凡 例



変更後の区域



廃止する区域

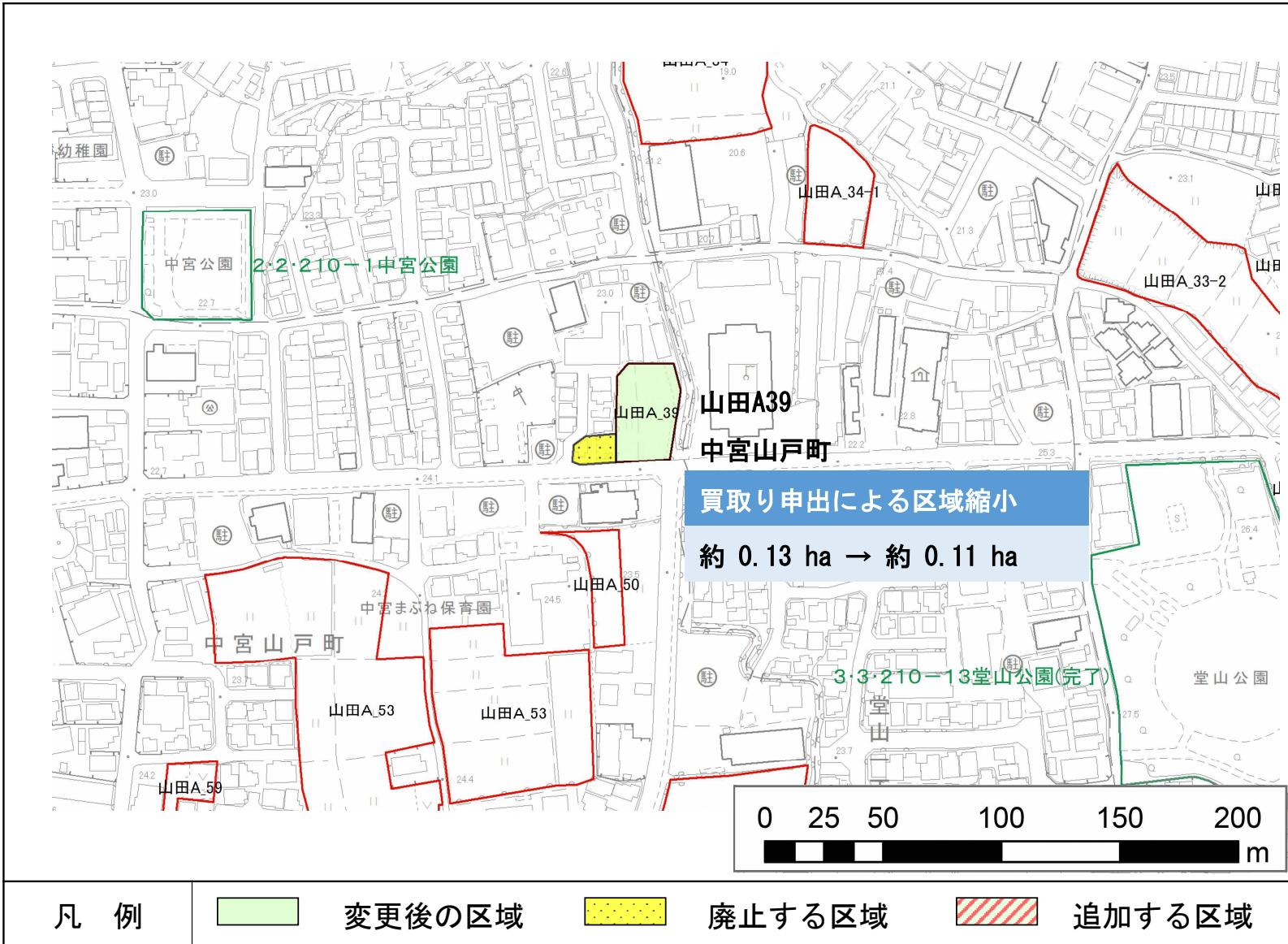


追加する区域

資13

5. 内容

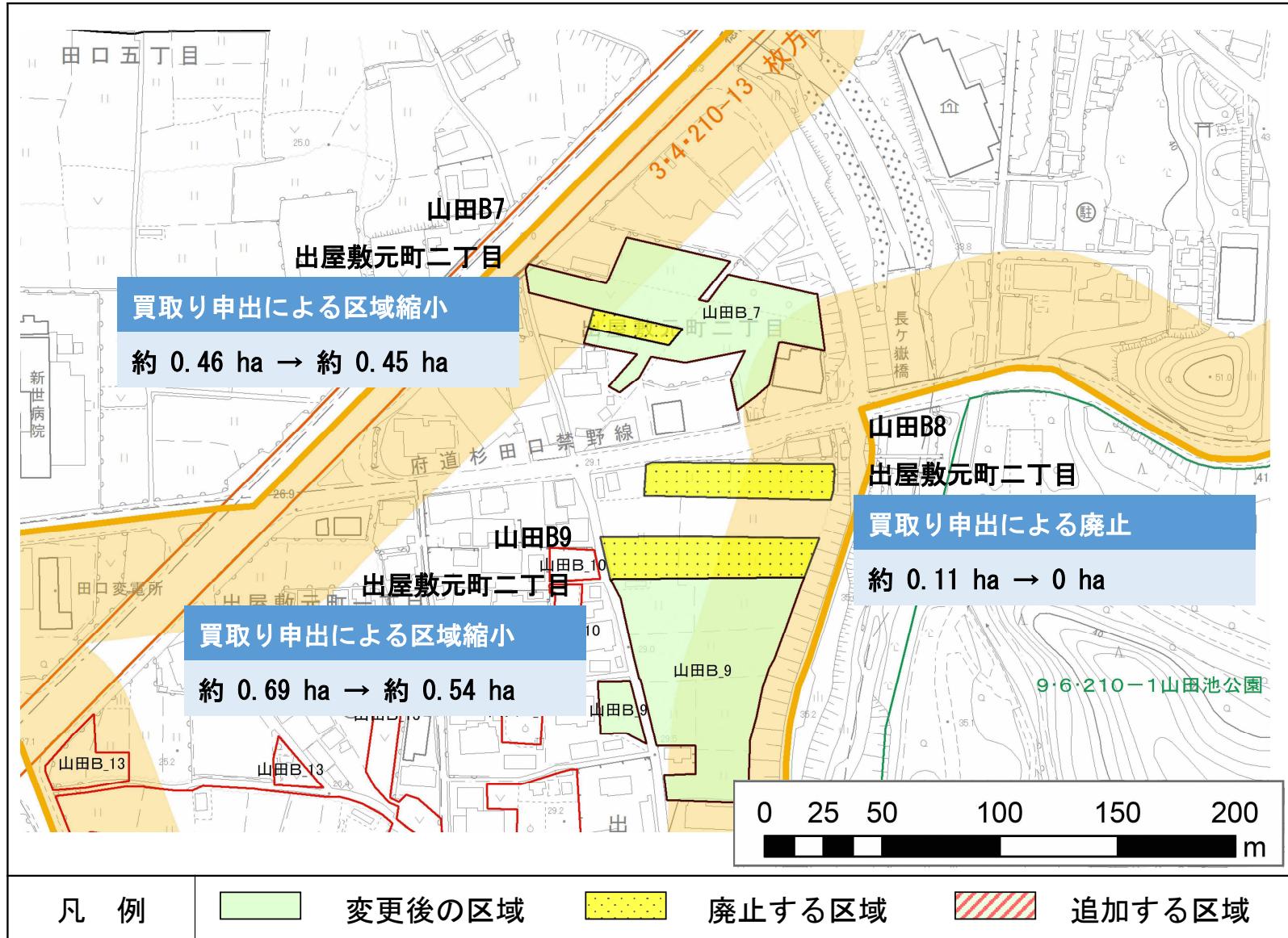
6



資14

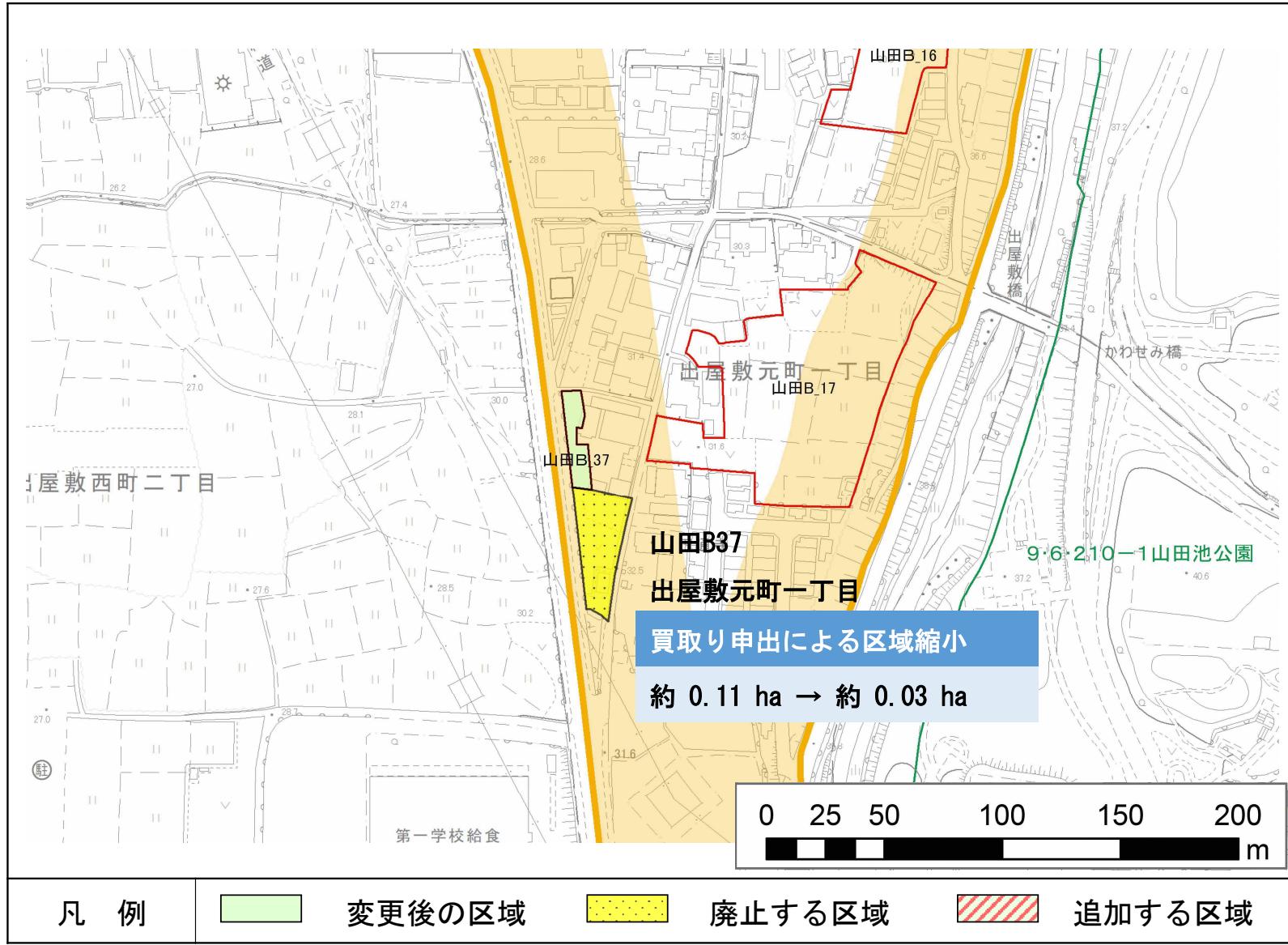
5. 内容

7



5. 内容

8



凡 例



変更後の区域



廃止する区域

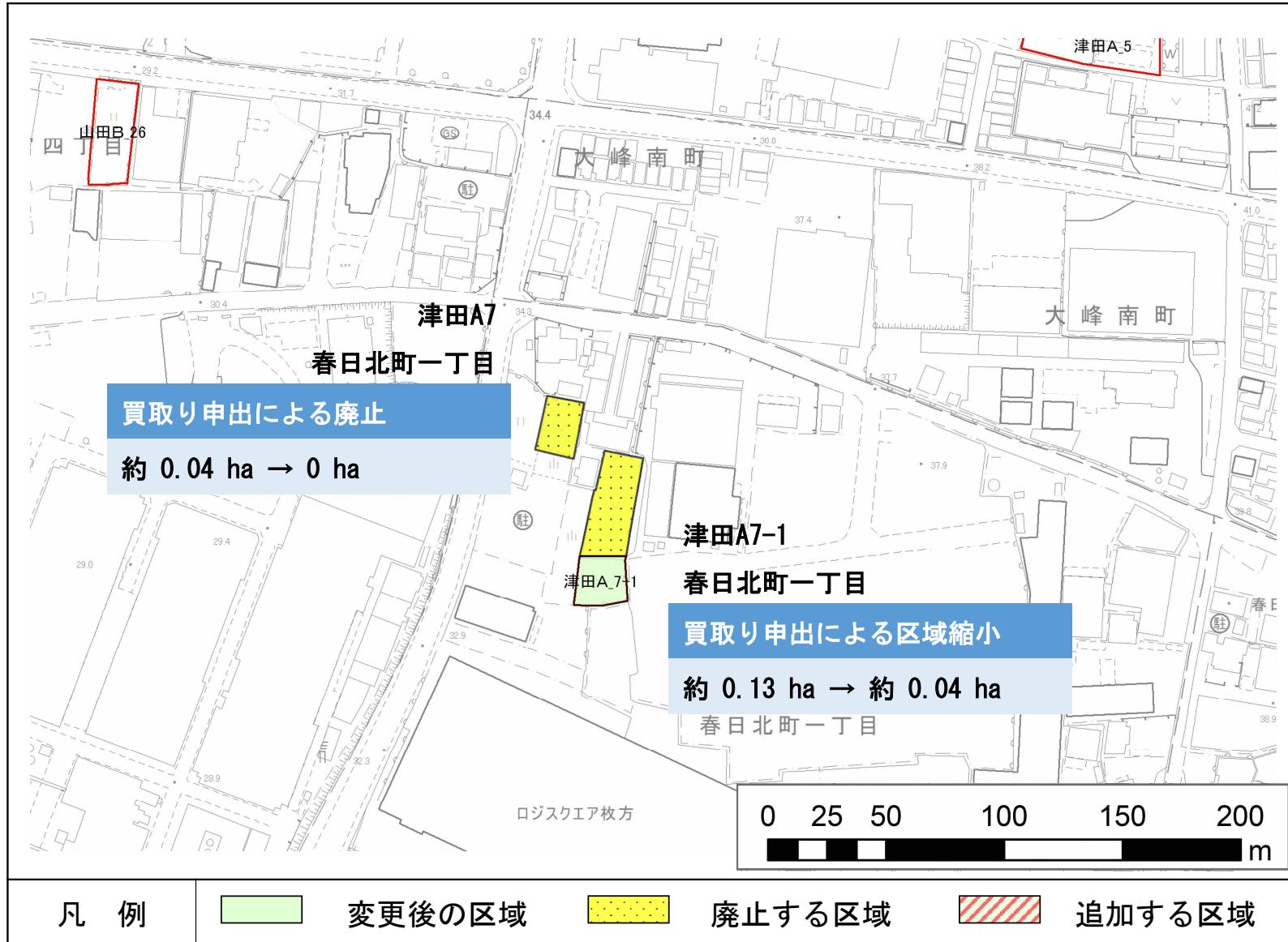


追加する区域

資16

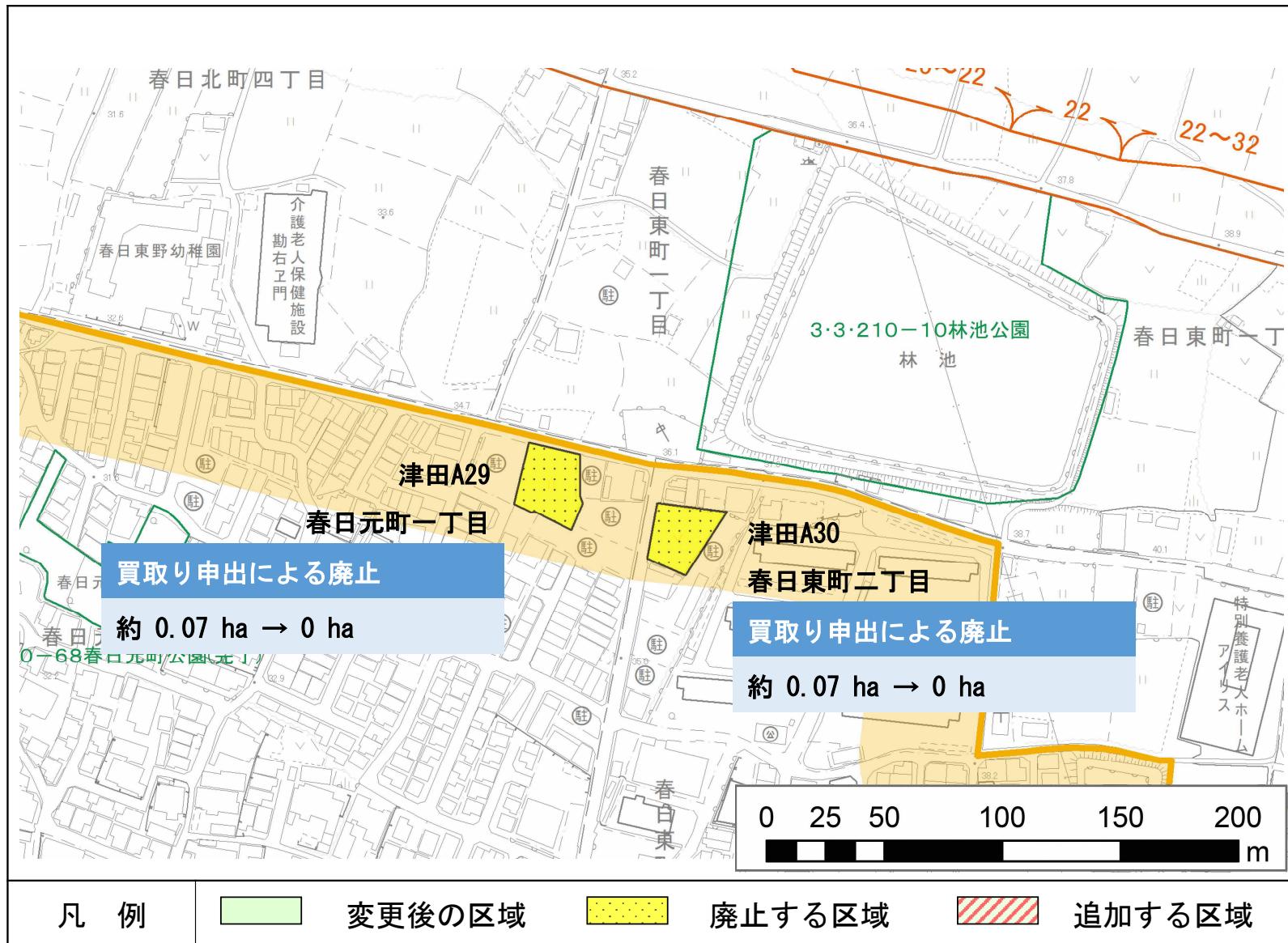
5. 内容

9



5. 内容

10



資18

5. 内容

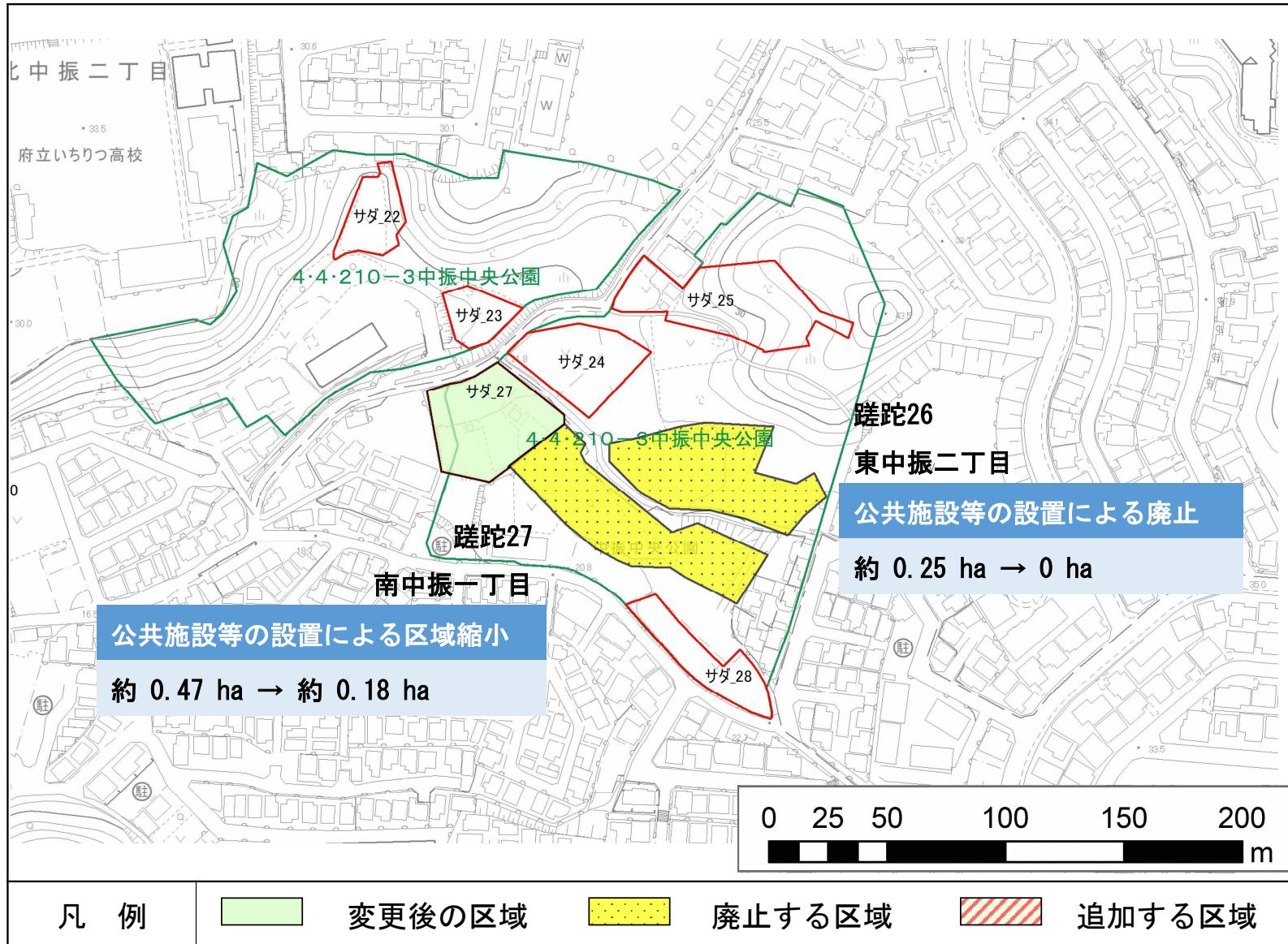
11



資19

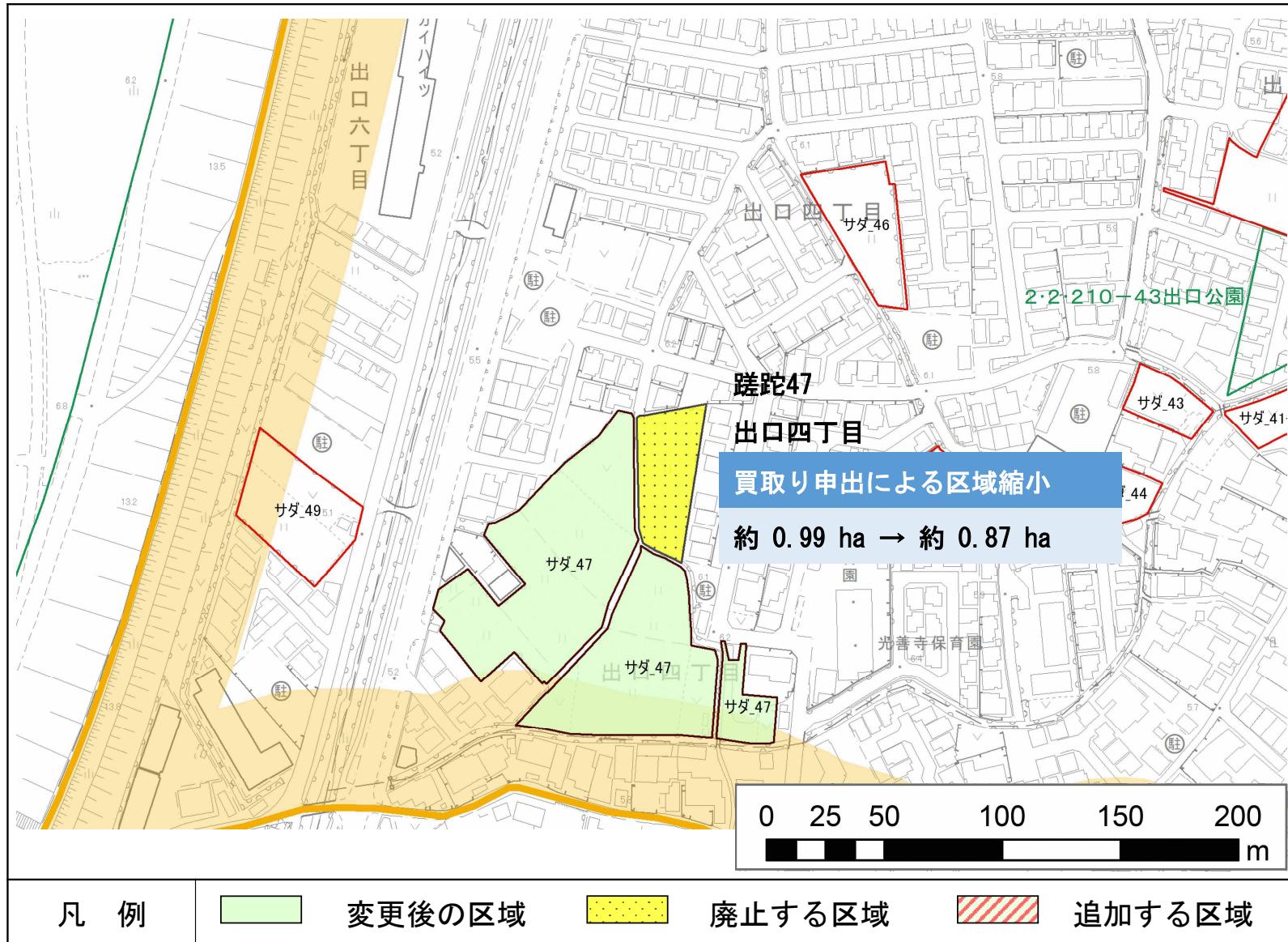
5. 内容

12



5. 内容

13



資21

5. 内容

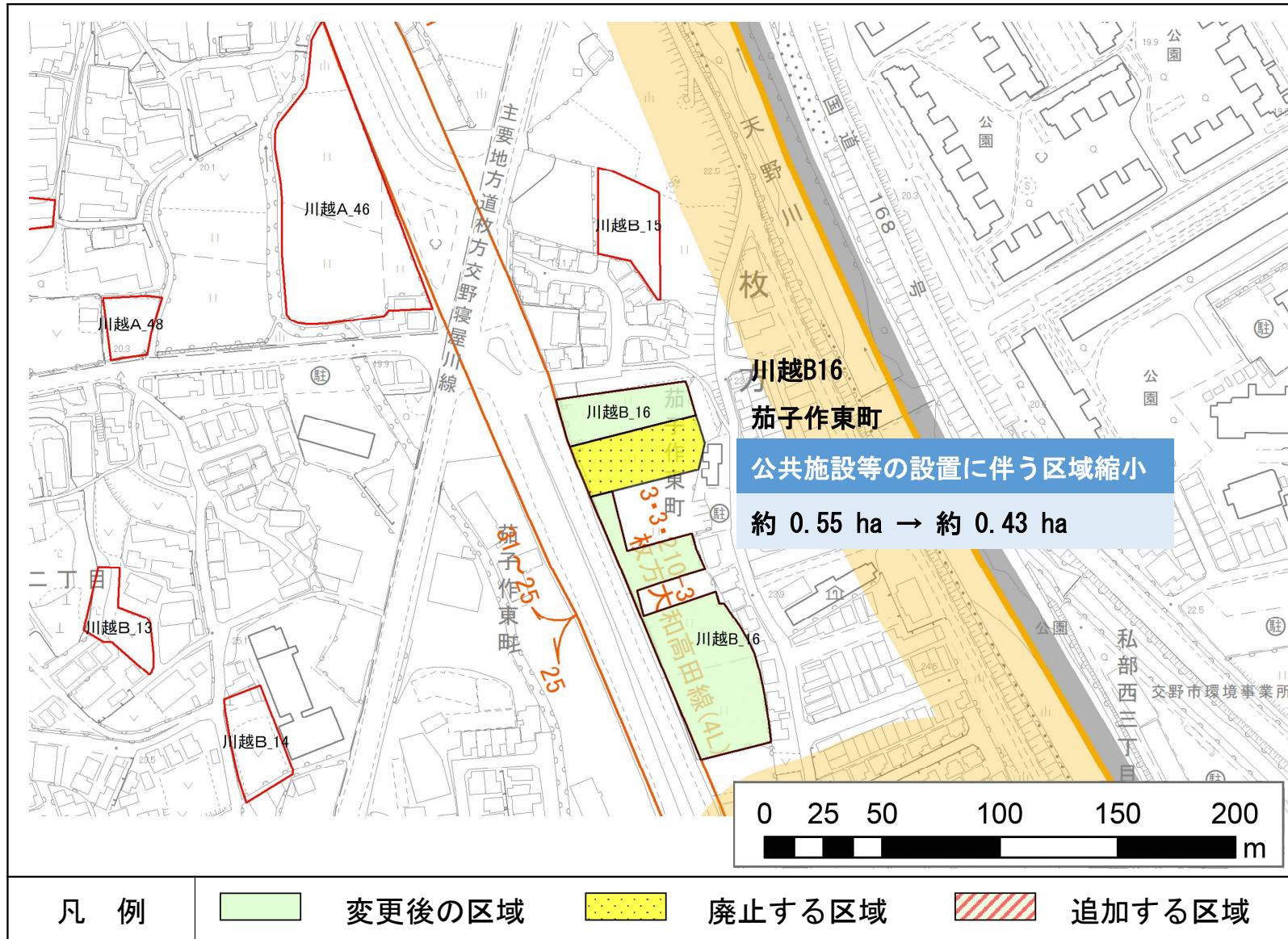
14



資22

5. 内容

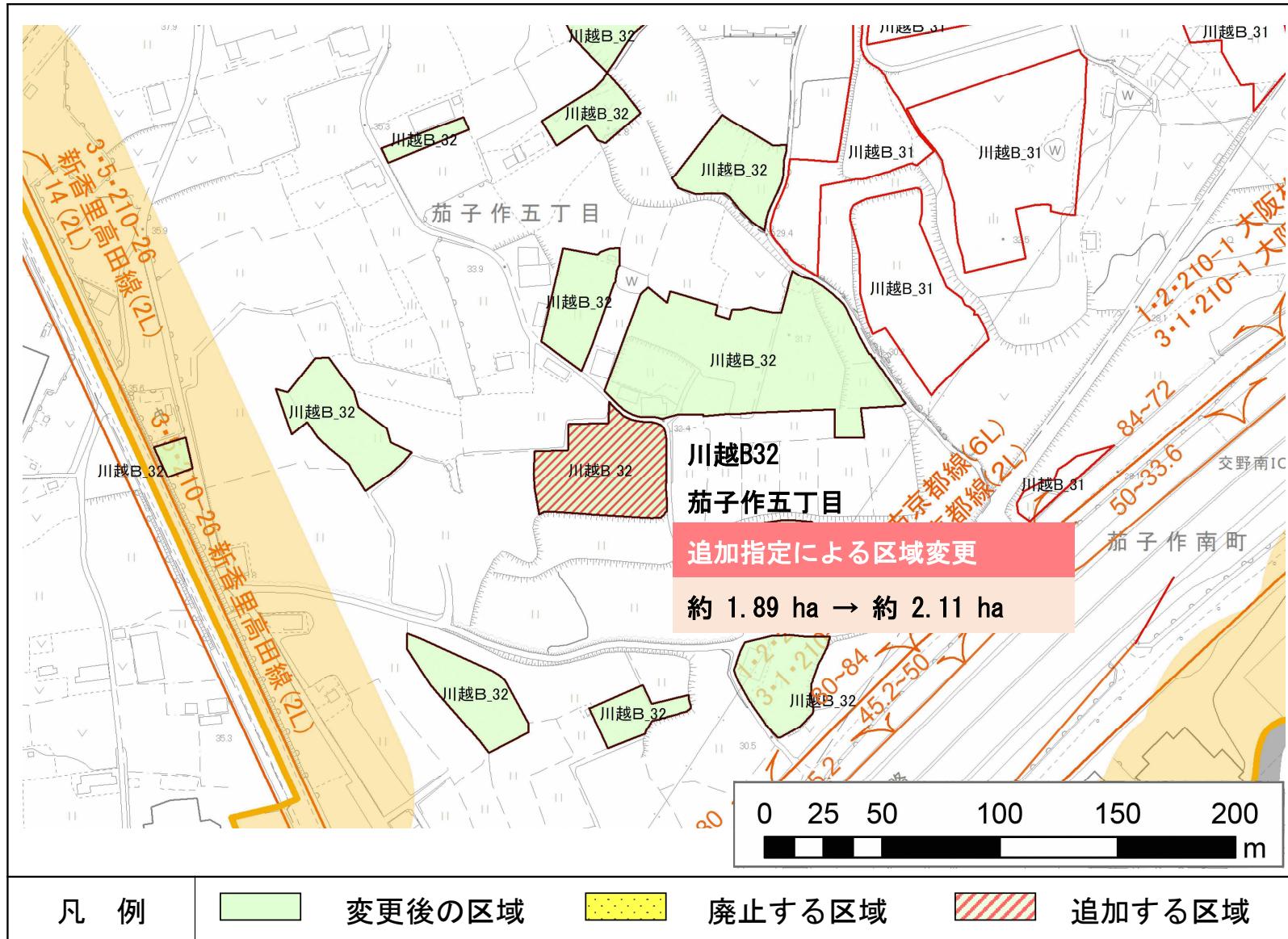
15



資23

5. 内容

16



資24

6. 経過・今後の予定

令和7年(2025年)

8月下旬 大阪府協議

9月26日～10月10日まで 都市計画案の縦覧

縦覧者：0名 意見書の提出：0件

12月3日 枚方市都市計画審議会へ付議

12月中旬 都市計画変更告示

議案第 7 号

特定生産緑地の指定について

1. 特定生産緑地制度の背景

平成28年（2016年）都市農業振興基本計画（閣議決定）

新たな施策の方向性

都市農地については、「**宅地化すべきもの**」から「**都市にあるべきもの**」へと大きく転換
計画的に農地を保全



平成29年（2017年）【生産緑地法改正】

特定生産緑地制度創設

指定から30年経過後も生産緑地として
都市農地が保全されるよう、新たに創設された制度

2. 特定生産緑地とは

平成8年（1996年）【生産緑地地区指定】



30年経過（指定するか所有者等で判断）

令和8年（2026年）【特定生産緑地指定】



10年経過（継続するか所有者等で判断）

令和18年（2036年）【特定生産緑地継続】



10年毎に延長可能

- ※ 買取りの申し出ができる時期が10年延長され、納税猶予等の税制優遇が継続して受けられる
- ※ 指定後、繰り返し10年の延長が可能

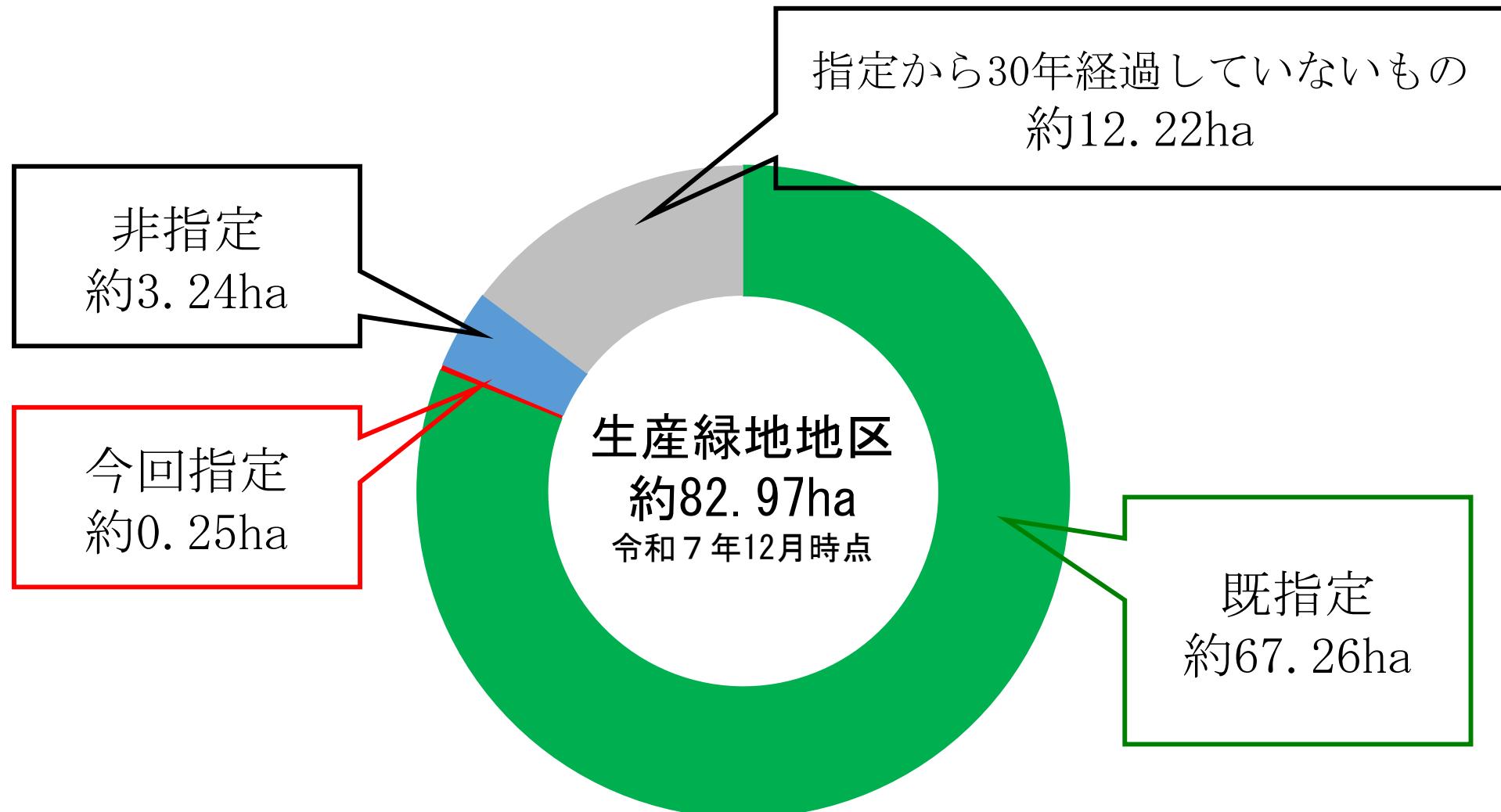
2. 特定生産緑地とは

【特定生産緑地に指定できる条件】

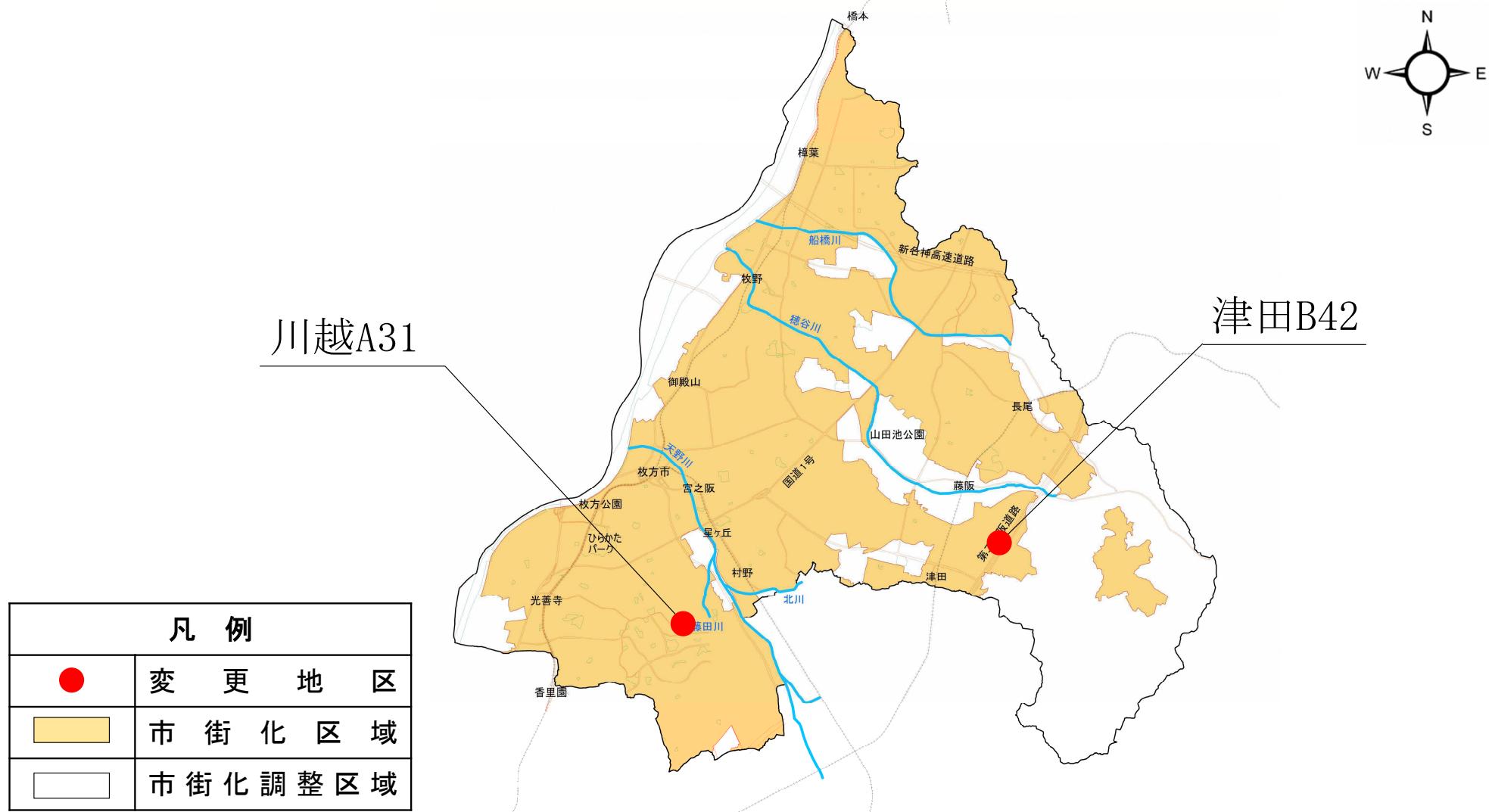
1. 生産緑地の指定から30年が近く到来する
2. 農地として適正に管理されている
3. 農地等利害関係人全員の同意を得ている

※ 生産緑地の指定から30年が経過するまでに
特定生産緑地に指定しない場合、それ以降は指定不可

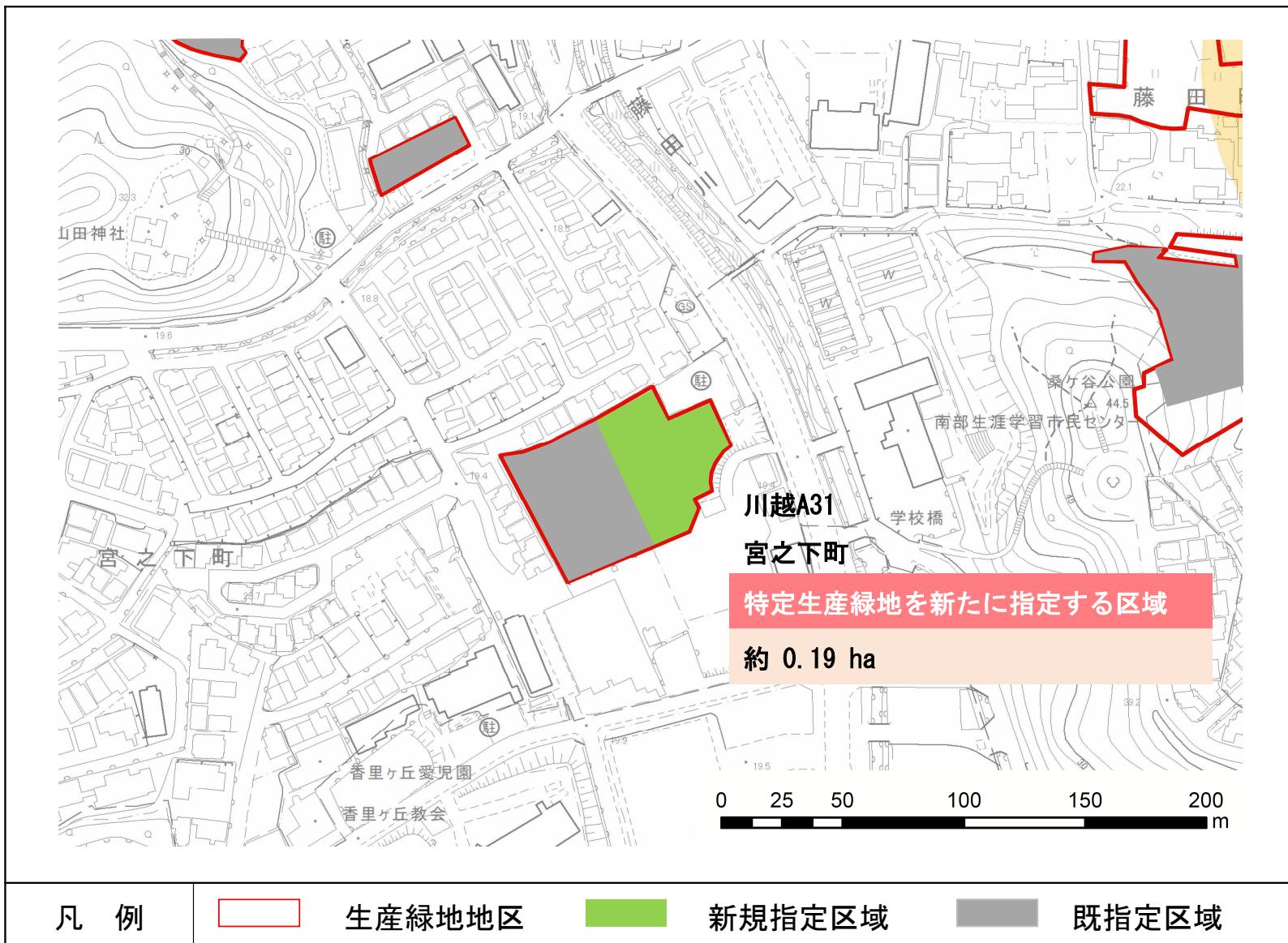
3. 特定生産緑地の指定状況



4. 位置図



5. 指定図 1



5. 指定図 2



6. 経過・今後の予定

令和7年(2025年)

12月3日 枚方市都市計画審議会に諮問

令和8年(2026年)

11月頃 特定生産緑地指定の告示・通知

12月13日 特定生産緑地指定の効力